

## セーフティネット保証5号の対象業種を指定について

2020年3月25日  
公益社団法人北海道浄化槽協会

### 1 制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

### 2 対象業種

今回、廃棄物関連業が指定されました。

し尿収集運搬業、し尿処分業、浄化槽清掃業、浄化槽保守点検業  
ごみ収集運搬業、ごみ処分業、産業廃棄物収集運搬業

### 3 期間

令和2年3月13日～3月31日

令和2年4月1日～6月30日

詳しくは経済産省のHP

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008.html>

| セーフティネット保証5号の概要  |  | (別紙1) |
|--|--|-------|
| <b>1. 対象者</b>  |  |       |
| 業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。   |  |       |
| ※企業認定基準<br>指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。<br>イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。<br>ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。 |  |       |
| <b>2. 保証限度額、保証割合、保証料率</b>  |  |       |
| 保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円<br>保証割合：借入額の80%<br>保証料率：保証協会所定の料率(0.7～1.0%)  |  |       |